

議員提出第十五号議案

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとってもきわめて重要である。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えている。日本の子どもに關する公的支出の充実、とりわけ家庭の経済状況が厳しい子どもに係る給付拡充などの施策が必要である。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないための就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠である。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が二分の一から三分の一に縮小されたことや地方交付税削減の影響により、自治体において教育予算といえども現状維持すら厳しくなっている。一方で、きめ細やかな教育を保障するための少人数教育の推進や複式学級の解消、学校施設の充実、就学援助・奨学金制度などの教育条件整備は十分とは言えない。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があつてはならない。

よつて、国会及び政府におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するため、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること
- 二 学級編成の弾力的運用や、少人数指導・習熟度別指導等によるきめ細やかな教育の実現のために、次期教職員定数改善計画を策定・実施すること
- 三 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう、就学援助制度を拡充すること
- 四 学校施設整備費、教材費、図書費、学校・通学路の安全対策など、教育予算を充実すること

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年七月一日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	佐藤 勉 殿
財務大臣	与謝野 馨 殿
文部科学大臣	塩谷 立 殿